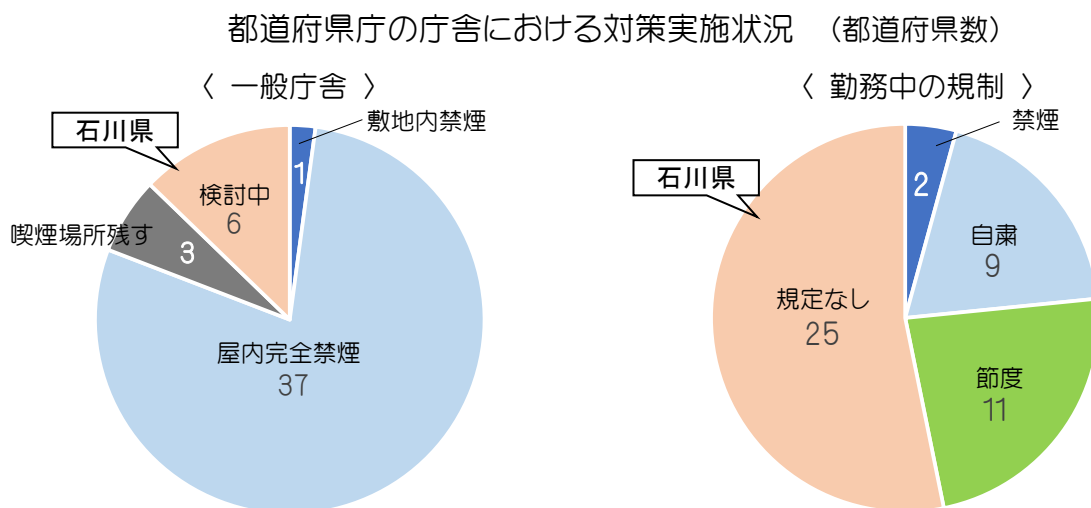


受動喫煙防止法改正による県庁舎の対策要望書

国民の健康増進を推進する為の国民健康づくり運動「健康日本21」を具体化する法律として、平成14年に「健康増進法」が成立し、夫々の自治体や対象となる施設では、この法に謳われる受動喫煙防止対策が施されて来ました。

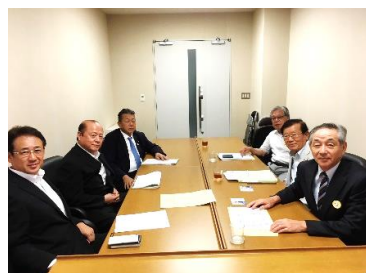
東京オリンピック・パラリンピックを控え、受動喫煙対策の強化を目的に今年18日に成立した「改正健康増進法」では、飲食店等の規制強化と共に、行政機関の施設における屋内完全禁煙が法制化されました。

行政施設の中核である各都道府県の本庁舎は、本年3月には全国の38都道府県で既に屋内完全禁煙が施行されており、又、22都道府県では勤務中禁煙や喫煙自粛、節度等の庁内規制が行われています。(H30.3.15現在 産業医科大学健康開発科学研究室の調査による)



改正健康増進法による受動喫煙防止法の施行は事前周知期間を経て公布後の政令で定める日となっていますが、庁舎屋内に11ヶ所の喫煙室を設置している石川県庁舎には、この期限に関わらず早期に対策を実施するよう理解と支援を求め、県政調会長宛に要望書を提出しました。

- 要望事項
1. 県庁舎の早期の屋内完全禁煙
 2. 職員勤務時間中の喫煙規制、自粛等
 3. 売店のたばこ販売の中止
 4. 議会棟の屋内完全禁煙



国の基準を上回る条例策定の検討をはじめ自治体や、業務効率化へむけ禁煙手当を支給する企業の話題等を目にする今日、石川県庁における早期の対策が期待されます。